

域まで届いているのか、もどかしい思いを抱いています。

取り組むべきだと考えます。

今国会では、地域の経済を支え雇用を支えてい
る中小・小規模事業者のために、中小企業需要創
生法案が提出されました。この中の大きな柱が官
公需法の改正ですが、一般の法改正の目的と背景
について、山際経済産業副大臣にお伺いいたしま
す。

取り組むべきだと考えます。

地域の支えとなる地場企業の代表例が、災害時における地域の中少・小規模事業者であるガソリンスタンドです。東日本大震災の被災地では、一にガソリン、二に食料、三に灯油と言われ、被災地の地場のガソリンスタンドは、みずからも被災者でありながらも、危険を顧みずに必死に緊急車両などへの燃料供給に尽力し、復旧の重要な拠点として頑張ってくださいました。この教訓から、（以下十四行）、（右より）

で、この十年間でおよそ一万五千ヵ所の給油所が減少したということになるわけでございます。
また、各都道府県にございまして石油商業組合と地方自治体の間での災害時の燃料供給協定でございますけれども、この協定につきましては、現在、四十六の都道府県及び三百五十の市町村との間で締結が進んでおるところでございます。
このうち都道府県との協定につきましては、平成二十一年度の末、すなわちことしの三月末時点においては四十三都道府県、これがございまして、年始から二月までございまして、

的に燃料等を供給できる経営環境を維持していくことが重要であることから、災害協定を締結したこと、その際、随意契約に努めるとともに、田畠滑かつ効率的な燃料調達ができるよう、分離分割して余注を行えるよう努めることだと考えます。については、今般の官公需法の改正を機に、基本方針に、このような災害協定を締結した中小石油販売業者に対する配慮を新たにしつかりと明記され、田畠滑かつ効率的な燃料調達ができるよう、分離分割して余注を行えるよう努めることだと考えます。

[View all posts by \[Author Name\]](#) [View all posts in \[Category\]](#)

お答えを申し上げます。
今、山田委員がおっしゃったように、アベノミクスの効果というものがまだ全国津々浦々までは残念だけれども波及していない、そういう問題意識を政府全体として持つてございます。

エネルギー供給の「最後の砦」と記記されましたが、この新たなエネルギー基本計画においても、石炭の新規開拓は止められました。しかし、災害時にガソリンスタンドが果たす役割が広く再認識されたかと思います。

では四十二三者連絡員との協定が締結されておらず、したので、今年度に入つてから新たに三つの県との間で締結をされまして、残るは一県ということになります。この一県につきましても、現在、締結に向かまして協議中であるというふうに承知をしております。

○宮沢国務大臣　党の税調で活発な御意見を發言されました山田委員とこうして質疑ができることがあります。経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

くられておりますが、その中で特に、経済産業省
といったましては、仕事の部分についてしっかりと
サポートをしていくという方針でございます。そ
の流れに沿いまして、このたび中小企業需要創生
法案というものを提出させていただきました。

の燃料供給をガソリンスタンド事業者にお願いする協定を東京都石油商業組合及びその支部と結んでいますが、全国の多くの自治体においても同様と承知をしています。

一方で、東京都では、十年前には約二千軒も

○山田(美)委員 今お話をもありましたとおり、災害協定を締結し、これに基づき地域の暮らしを支えていこうとしているガソリンスタンドが、一方で全国的に大変苦しまんでいる現状が明らかです。SSS過疎地という問題も起きている中で、地

今おつしやった点、東日本大震災の教訓を見るまでもなく、大変大事なことだと思つております。災害時に石油製品がきつちりと安定的に供給されるということが国民の安心につながるわけですが、いまして、国としても、各地方団体に、ぜひ

また、政府といたしまして、開発率を五%から一〇%に上げていくという目標も掲げてございまして、そういう観点からも、新しく起業していくためいた会社に対しましてきちんとサポートできる体制を整えてまいりたい。そういう意味で、今回、起業十年未満の会社に対して国等の官公需が

あつたガソリンスタンドが今では千三百軒弱に減少しており、冒頭申し上げましたとおり、東京の都心でもガソリンスタンドがなくなつたことに気づきます。厳しい経営環境にガソリンスタンドが苦しんでいるのは全国的にも同様ではないでしょ
うか。

域の支えとなる、災害協定に参加している中小企業ソリンスタンドを官公需で応援することが地方創生のために重要です。

しかしながら、自治体では、燃料調達時には価格のみに着目しがちで、災害時の供給能力への配慮が不十分との懸念があります。自治体の姿勢と

災害協定を結んでくれということをずっとお願いしてきておるわけでございます。まだまだ結んだところの方が多いわけでございますので、これらもしっかりと対応していくたいと思います。

○山田(美)委員　山際副大臣がおっしゃつてくださいましたとおり、地方創生のために、地域で貢献つて、おもに、地場産業の需要削減が不可欠です。この法律というものを出させていただいた次第でござります。

全国のガソリンスタンドの数は十年前と比べてどの程度減少しているのでしょうか。また、自治体と全国の石油組合との間での災害時の燃料供給協定の締結状況はどのようになっているのでしょうか。現状についてお答えください。

して、災害時にだけお願いするということではなく、平時ににおいても地場の石油販売業者で組織された官公需適格組合の受注機会の拡大などを図ることが、地域の支えを大きくすることではないでしょうか。

その意味で、地域経済の新たな担い手となる新規中小事業者を応援する今回の官公需法改正は、時宜にかなつたものです。

しかしながら、あわせて考えなければならないのは、今現地域を支えている地場企業の応援とはないでしょうか。地域を支える中小・小規模企業が業が引き続き町を支えていくよう、国と地域が

御質問でございます。
全國のガソリンスタンドの数でございますが、平成二十五年度末、すなわちことしの三月末時点では三万四千七百六カ所とさうになつてござります。これは、十年前、平成十五年度末、すなわち平成十六年の三月末でございますが、この時時点では五万六十七カ所でございましたの

針においては十分に表現されていません。自治体の取り組みの指針ともなる官公需法の基本方針において示されるべき内容は、具体的には、国等は、石油組合及びそれに加入する中小石油販売業者が地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合、災害時における燃料調達が円滑に行われるだけでなく、平時ににおいても安寧

○山田(美)委員 ぜひ、基本方針にしつかりと昭記していただきとともに、確實なフォローアップをお願いいたします。

最後に、全体論として、フォローアップのあり方についてお伺いいたします。

本法改正では、従来の国的基本方針に加えて、新たに、各省各署等がみずから計画を策定する、

とが盛り込まれています。他方、その結果分析の公表については、各省各府等はその結果を経済産業省に通知する義務を負うのみであり、経済産業省が公表の義務を負っていますが、各省での履行をどのように担保していくのか、御見解をお伺いします。

○関大臣政務官 今、山田委員から、本当に、この法律の推進に当たりまして非常に重要なポイントの御指摘がありました。

そのとおりでございまして、官公需法の改正によりまして、新たに毎年度、閣議決定がされることとなりますが、国等の契約の基本方針におきまして、新規中小企業者との契約目標を設定するとともに、目標の達成に向けた施策を盛り込むという事にしておるわけですが、これが非常に重要なことになります。

具体的な施策としまして、競争入札におきましては、新規中小企業者が入札に参加しやすくなるということが非常に大事な点でございます。その入札の案件に応じまして、一つには、規模の小さい事業者にも入札参加を認めていこうといふことでございます。もう一つ、過去の実績を過度に求めないようにしようとも、非常に柔軟な対応をするために大切なポイントだと思つて検討したいと思っております。

また、少額の調達におきましては、相見積りを行つ際につきまして、新規中小企業者からも相見積りをとるように努めていくようにしてまいります。

加えまして、各省庁が新規中小企業者に関する情報を得やすいように、中小企業基盤整備機構が、官公需に関心のある新規中小企業の情報を収集しまして、各省庁の方に提供したいと考えております。

して譲じる施策を盛り込みました契約の方針を策定いたしまして公表しますとともに、契約の実績につきましても各省庁ごとの実績を取りまとめます。

○山田(美)委員 官公需法の改正と着実なフォローアップによって、地域に貢献するガソリンスタンドを初め、地域を支えるたくさんの中小企業、小規模事業者を応援くださいますことを心よりお願い申し上げまして、質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。
○江田委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 おはようございます。公明党の富田茂之でございます。

宮沢大臣、大臣就任おめでとうございます。

内閣の法務大臣を務めていたとき質問をさせていただきました。当時、オウム真理教に対する破防法の適用が問題になつていまして、弁護士出身

ではないにもかかわらず、非常に的確な答弁をしていただきたい覚えがあります。

また、平成十七年には、私は小泉内閣で法務大臣政務官と副大臣を務めていたんですが、行刑改革会議というのがありまして、そこにお父様が出

てきていただけで、いわゆる監獄法の改正等について、非常に法務大臣経験者として的確な提言をしていただけて、私が当選した当時は監獄法の改

正なんかできないと言われていたんですが、その

平成十七年には、きんとやることができまして、そ

ういう意味では、お父様に大変にお世話になつた。ぜひお父様と同じように、的確な答弁をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

実は、先週、十月三十日に、朝七時のNHKニュースを見ておりましたら、こんな報道がされました。
沖縄県の離島を活性化するため、特産品を開発する費用などを国が補助する事業で、実際には、試作品はつくったものの商品化に至らなかつたり、販売しても売り上げの目標を大幅に下回つたり、販売するなどの費用として、二十三の事業に八億円を補助してきました。会計検査院が事業の実施状況を調べたところ、二つの事業では、試作品はつくったものの商品化に至らなかつたり、途中で販売を中止したりしたほか、十一の事業では、特産品として販売したもの、売り上げが目標の三〇%未満にどどまつたことがわかつた。
資料として、資料一、資料二、内閣府の資料をお手元に配付させていただきました。

このうち、栗国島では、トビウオの干物を特産品として開発する計画で、三千万の補助を受け加工設備などを導入しましたが、実際には漁業者の高齢化などでトビウオが確保できず、商品化には至りませんでした。また、渡名喜島では、島シンジンやモチキビを使ったゼリーやクッキーなどを開発しましたが、売り上げの目標額一千万に対し、実際は目標の一七%に当たる百七十万の売り上げにとどまりました。

内閣府は、会計検査院の指摘を受けて、こうした支援事業では、特産品の開発の状況などを適切に把握するよう改善したということですといふ報道がされていましたので、内閣府の方にお願いしまして、どういう資料があるのかということで、資料一と資料二をいただきました。

現在、販売が継続されている商品でありますと、百五十七のうち五十一というものが実態でございました。中に一定の成果を上げているものとしましては、表にもございましたが、与那国島のカジキの加工品ですか、北大東島のゲットウという植物の関連商品で消臭剤とか自然化粧品になつているものもございますが、それ以外のものも現時点ありますことは事実でございます。

また、十九年度から二十二年度の方の事業で、これは八市町村、八事業でございましたが、これも、中には十分な成果が上げられていない事業が複数ございますのは事実でございます。逆に、一